**平成２２年（フ）第１３９７号**
東京都羽村市五ノ神１丁目14番地11
破産者　株式会社東京オフィス・プランニング
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３８９号**
東京都東大和市仲原４丁目15番地の７メゾンドベル101
破産者　有限会社栄和
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３９０号**
東京都東大和市仲原４丁目15番地の７メゾンドベル101
破産者　木村　伍作
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１８７号**
長野県上田市腰越1523番地
破産者　丸子建設株式会社
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２１年（フ）第２６２号**
長野県上田市藤原田88番地
破産者　丸子木材株式会社
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１２６号**
岐阜県本巣市下真桑1355番地の５
破産者　有限会社真栄特殊機械製作所
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第１２７号**
岐阜県本巣市七五三709番地１
破産者　眞鍋　秀勝
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第１２８号**
岐阜県本巣市三橋1044－１　プリムローズ大野１－103号、住民票上の住所岐阜県本巣市下真桑1355番地５
破産者　眞鍋　温子
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１号**
山口県周南市三番町２丁目15番地の１
破産者　株式会社フレックス
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

**平成２２年（フ）第２７７号**
高知市北本町１丁目１番28号
破産者　株式会社ホテルサンルート
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第８５号**
高知県南国市緑ヶ丘１丁目1720番地２
破産者　有限会社アサオカ企画
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１７２６号**
千葉県鎌ケ谷市初富89番地１　サンピア鎌ケ谷615号
破産者　野原　大徳
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第３８０号**
千葉県船橋市田喜野井６丁目18番７号
破産者　今敷　　豊
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第５８５号**
千葉市若葉区桜木７丁目５番68号　コーポ山崎Ａ棟103号
破産者　染谷　由朗
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第６２４号**
千葉市中央区市場町２番７号
破産者　山岸　佶子
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第６２５号**
千葉市中央区市場町２番７号
破産者　有限会社櫂
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３２６２号**
札幌市豊平区月寒東４条17丁目１番25号
破産者　峰新電設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１１５号**
岩手県大船渡市大船渡町字野々田29番地５
破産者　株式会社遠藤組
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２３年（フ）第２３６号**
埼玉県熊谷市宮前町２丁目248番地
破産者　株式会社青山麻理鈴
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第５９５号**
千葉県市原市能満1925番地の81
破産者　石上　智弘
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１６５３号**
広島市安佐南区祇園６丁目９番22号
破産者　株式会社第一設備
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５７号**
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形804番地
破産者　株式会社ほづみ
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部